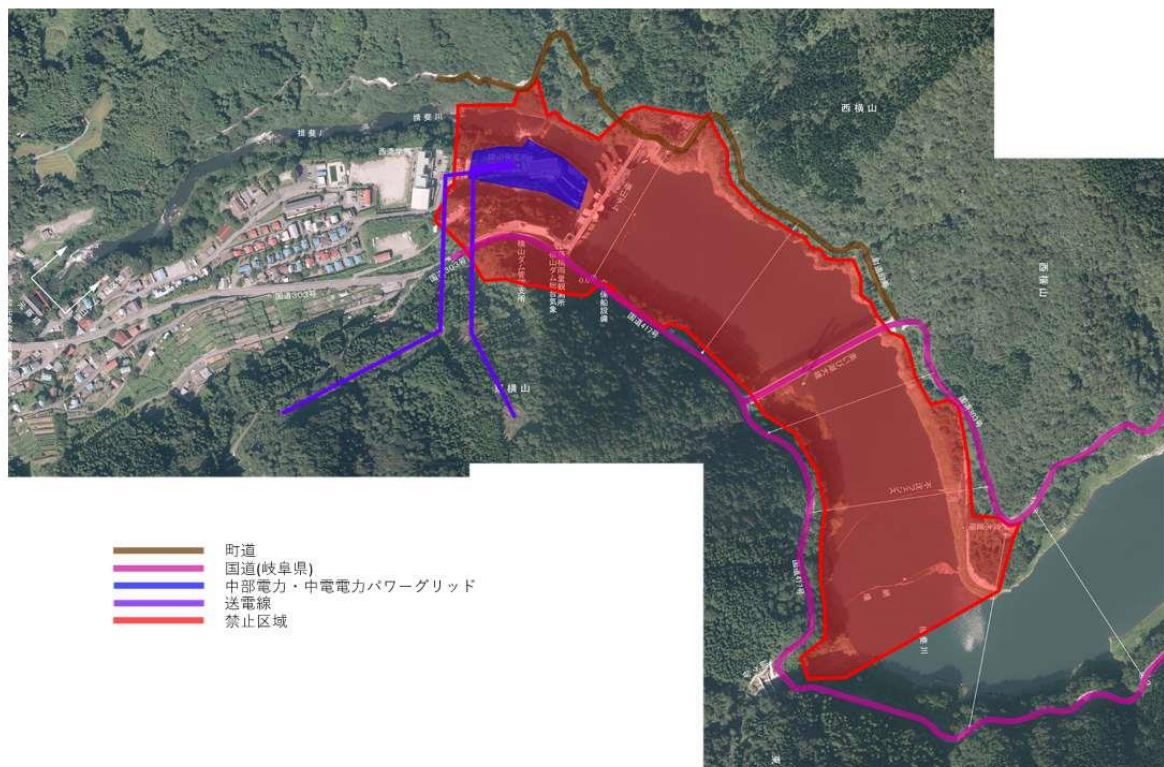


横山ダム周辺での無人航空機の使用について

○飛行禁止区域

操作ミスなどで無人航空機（ドローン、ラジコン機等）が落下した際に、施設を損傷させたり、下に第三者がいれば大きな危害を及ぼす恐れがあります。このため、以下の場所及びその周辺における無人航空機の離発着及び上空の飛行をお断りしています。

上空飛行の禁止区域



※河川・海岸においては、自由使用が認められる一方、適正な利用のために管理者の管理行為に服します。そのため、ダム堤体周辺におけるドローンの飛行を、管理行為の一環として自粛を求めています。

○禁止区域外の貯水池で無人航空機の飛行をされる方は、横山ダム管理庁舎へ一時使用届の提出をお願いします。

※無人航空機

一時使用届

令和 年 月 日

国土交通省木曾川水系ダム統合管理事務所
管理課長 殿

住 所
届 出 者 氏 名
電 話

- 1 使用目的及び内容 _____

- 2 河川の名称 一級河川 木曾川水系揖斐川
- 3 使用の場所
- 4 使用期間 自 令和 年 月 日 時 分から
至 令和 年 月 日 時 分まで
- 5 使用人員等・面積 人員（ 名 程度 ） 車両（ 台 程度 ）
約 平方メートル
- 6 緊急時の連絡先 _____

- 7 その他 _____

- 8 添付図書 使用する位置、使用する範囲がわかる図を添付してください。
他官公庁の許可を要する場合は、許可書の写しを添付してください。

利用にあたっては次の注意事項を守ります。

〔注意事項〕

1. 航空法等の関係諸規定を遵守すること。
2. ドローンによる撮影映像等のガイドラインを守ること。
3. 揖斐県立自然公園管理者の指示に従うこと。
4. 道路管理者の指示に従うこと。
5. 他人の土地の上空を飛行させる場合には、土地所有者の同意又は承諾を得ること。
6. 工事現場の上空飛行をしないこと。
7. 事故機回収はドローン操縦者の責任において実施すること。
8. 他の河川利用者、見学者との安全管理を行い他者の利用を妨げないこと。
9. 他の来訪者とのトラブルが生じないように心掛けること。
10. 無人航空機の落下等により他者(ダム関係施設を含む)への損害が生じた場合、損害賠償の請求をされることがある。
11. ゴミ等を放置しないよう、河川の清潔の保持に努めること。
12. 護岸等、河川管理施設を損傷した場合は、速やかに届け出てその指示に従うこと。この場合において原状回復に要する費用は、届出人の負担とする。
13. 本届出書は独占使用を認めたものではないので、他の一般自由使用者に迷惑を掛けないうように配慮すること。
14. 使用に際し第三者に損害等を与えた場合は、責任をもって解決すること。
15. 沿川地域住民へ迷惑を掛けないこと。

○横山ダム周辺（禁止区域外）で無人航空機の飛行をされる方は、以下にご注意ください。

- 航空法等の関係諸規定を遵守する。
- ドローンによる撮影映像等のガイドラインを守ること。
- 横山ダム周辺は自然公園法で揖斐県立自然公園の自然公園普通地域に指定されています。
- 道路におけるドローンの飛行は、道路交通の安全と円滑を損なう恐れがあります。そのため、ドローンの飛行を行う場合には道路管理者に使用許可等の確認を受ける必要があります。
- 土地の所有権は、土地の上空にも及びます。そのため、他人の土地の上空を飛行させる場合には、土地所有者の同意又は承諾を得る必要があります。
- 工事現場の上空飛行をしない。
- 許可なく上空飛行の禁止区域を飛行させない。
- 無人航空機の落下等により他者(ダム関係施設を含む)への損害が生じた場合、損害賠償の請求をされることがあります。
- 横山ダム管理者は無人航空機の飛行に関する一切の責を負わず、事故機回収等の便宜供与も行いません。
- 一般の方の立入禁止区域に立入をしない。
- 地元の方や他の来訪者の方とのトラブルが生じないように心掛ける。
- 無人航空機の落下等により他者(ダム関係施設を含む)への損害が生じた場合、損害賠償の請求をされることがある。
- ダム湖周辺は気流が不安定になります。
- 山かげにより GPS の電波を十分に受信できないことがあります。
- 送電線付近は無人機の操縦に影響があります。
- ダム管理に使用する通信設備からの電波が無人航空機の操縦に影響することがあります。